



入間市告示 250 号

入間農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告するとともに、変更理由書を添えて、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、入間市に住所を有する者は当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中に入間市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に入間市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月17日

入間市長 杉 島 理一郎



1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

入間市役所環境経済部農業振興課
(入間市豊岡一丁目16番1号)

2 農用地利用計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間(開庁日のみ)

自 令和8年 9月18日
至 令和8年 10月19日

※ 意見書の提出に当たっての注意事項

- (1)意見書の提出は農業振興課までお願いします。なお、電話や窓口における口頭意見については受けられません。
- (2)個人の場合は、住所、氏名を記載してください。
- (3)法人の場合は、所在地、法人名、代表者名を記載してください。
- (4)意見書の内容について、後日公表します。
- (5)提出された意見書に対し個別回答を行いませんが、処理結果については、入間農業振興地域整備計画の公告の際に公表します。